

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、米国等における一連の不正会計事件による会計不信の世界的な高まりを背景に、欧米での監査監督機関の設立と併行して、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。その発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んできました。

こうした中、審査会は、平成25年4月から第4期目（平成25年4月～平成28年3月）に入り、平成26年度においては、設立10周年を記念した国際カンファレンスを開催するなど新たな取組を実施しました。さらに、監査事務所における監査業務の適切性の確保により会計・監査の質の向上を図るため、日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）による品質管理レビューに対する審査及び監査事務所に対する検査のより効果的かつ効率的な実施を図ったほか、職業的専門家を輩出する公認会計士試験に多様な人々が挑戦していただくことを促すため、試験結果に係る開示項目の拡大などによる受験者への情報発信の充実や公認会計士試験の円滑な実施に取り組みました。このように、本年度は、これまで築き上げてきた実績を踏まえつつ、新たな業務にも挑戦しました。

1. 本年度を振り返って

監査事務所に対する審査及び検査については、第4期における「審査及び検査の基本方針」及び「平成26年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施し、当該検査の結果、5監査法人に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対し勧告しました。そして、最近の検査で確認された事例等を踏まえ、監査事務所における品質管理上の問題点や審査会としての期待水準等を記載した「監査事務所検査結果事例集」を作成・公表し、協会や同地域会、監査役協会等において、公認会計士、監査役に対する講演を実施しました。さらに、検査等で把握した業界横断的な問題点等について、協会や監査事務所、金融庁の関係部局、証券取引所等の市場関係者との間で積極的な意見交換を行うなど、情報発信にも努めました。また、海外所在の監査事務所に対する検査実施のための、態勢整備に取り組み、本年度、初めて海外所在の監査事務所への検査を実施しました。

加えて、本年度は、海外子会社に対する監査（グループ監査）の有効性を検証する観点から、複数の海外監査監督当局と連携し、国際的な協同検査を実施しました。

公認会計士試験については、平成26年5月（平成26年第Ⅱ回短答式）、平成26年8月（論文式）、平成26年12月（平成27年第Ⅰ回短答式）に各試験を実施したほか、多様な人々が試験に挑戦することを促す観点から、大学を中心に公認会計士の使命等をテーマとした講演を行うなど学生を対象とした啓蒙にも努めました。

平成26年6月には、「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」が閣議決定され、企業の競争力強化に向けた取組として、監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組を促進する旨が盛り込まれたことを踏まえ、協会の自主規制機能の強化や公認会計士の活動領域の拡大等に資する具体的施策の検討を進めました。

諸外国の関係機関との協力については、平成26年4月に開催された第14回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR（イフィアール）：International Forum of

Independent Audit Regulators) 会合 (米国 ワシントン D.C. 開催) に参加しました。ワシントン D.C. 会合では、IFIAR 恒久的事務局の設立が合意されたほか、監査法人の経済・ビジネスモデルや監査品質を評価する上での課題等について議論が行われました。そして、審査会及び金融庁は、IFIAR 恒久的事務局を東京に誘致すべく立候補し、誘致に向けた活動を行いました。また、6大監査ネットワークにおける監査品質の改善に関する進捗状況等をテーマに、各国監査監督機関等と積極的な意見交換を行うなど、国際的な協力関係の構築・充実に努めました。

2. 今後の課題

以上のような取組を通じ、審査会はこの1年、監査の品質向上と投資者の資本市場に対する信頼の向上等を図るため業務に取り組んできました。

一方、企業活動の多様化、複雑化、グローバル化が一層進展する中であって、公認会計士監査の充実・強化に向けた取組の重要性は一層増しています。

審査会としては、このような状況に適切に対応するため、質、量の両面における事前及び事後の情報収集分析体制の強化や、リスクベースアプローチ等による検査の機能向上、情報発信の強化等、監査事務所のリスクプロファイルに適切に対応できる体制の整備・充実に努め、監査事務所に対するより実効的な検査を実施していくとともに、審査・検査の結果を協会にフィードバックし、協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公的立場から促すなど協会の自主規制機能の強化に向けた連携を強化する必要があります。

また、多様な人々に公認会計士試験に挑戦していただくことが、結果として、会計・監査の質の向上や企業財務情報の信頼性の向上にも資するという考えの下、引き続き公認会計士試験の円滑な実施や受験者にとって有益と考えられる情報の積極的な発信に努めていく必要があります。

会計・監査は金融・資本市場を支えるインフラであり、言わば公共財であることから、会計・監査の専門家である公認会計士については、活動フィールドの拡大を図ること等によって資格の魅力を高め、優秀な人材を確保することが必要であり、金融庁や協会、市場関係者等と緊密に連携し、公認会計士資格の魅力の向上に向けた施策を講じていく必要があります。

さらに、企業活動のグローバル化が一層進展する中であって、IFIARにおける我が国のプレゼンスを高めるとともに、各国当局との更なる連携強化やグローバル人材の育成・確保を図ることにより、我が国の会計・監査制度に対する国際的な信頼を確保する必要があります。

平成27年度は、第4期審査会の最終年であり、こうした問題意識に立ちつつ、次の10年に向け、資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでまいります。

平成27年3月

公認会計士・監査審査会会長

千代田邦夫